

政令第八十四号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令
内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)の
一部の施行に伴い、並びに社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十六条第一項の規定に基
づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)を実施するため、この政令を
制定する。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改
正する。

第二条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第
一号」を「同項第一号」に改める。

第三条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

第十一条第二項中「附則第二項」を「附則第二条」に改め、同条第五項中「第三号まで」の下に
「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

附則第二条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加え、「法第四十条第二
項第一号」を「同項第一号」に改める。

(社会福祉法施行令の一部改正)

第二条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四号中「第三号まで」の下に「若しくは第四十条第二項第二号」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施
行する。

(経過措置)

第二条 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)第三項において「平成
二十八年改正法」という。第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改
正する法律(同項において「平成十九年改正法」という)第二条の二の規定による改正後の社会福
祉士及び介護福祉士法(同項において「法」という)第四十条第二項第二号の規定による学校又は
養成施設の指定(以下この条において「第四十条第二項第二号指定」という)を受けようとする者
は、この政令の施行前においても、第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行
令第三条の規定の例により、第四十条第二項第二号指定の申請をすることができる。

2 主務大臣(養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事)は、前項の規定により第
四十条第二項第二号指定の申請があった場合には、この政令の施行前においても、第四十条第二項
第二号指定をすることができる。この場合において、当該第四十条第二項第二号指定は、この政令
の施行の日にその効力を生ずる。

3 前二項の規定の施行の際現に社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を
改正する政令の一部を改正する政令(平成二十八年政令第百八十三号)による改正前の社会福祉士
及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第八十四号)
附則第二条第一項の規定によりなされている同項に規定する新指定(平成二十八年改正法第五条の規
定による改正前の平成十九年改正法第三条の規定による改正後の法第四十条第二項第五号の規定に

よる学校又は養成施設の指定に係るものに限る。)の申請又は同令附則第二条第二項の規定によりさ
れている当該新指定は、それぞれ第一項の規定によりなされた第四十条第二項第二号指定の申請又は
前項の規定によりなされた第四十条第二項第二号指定とみなす。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令
をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 麻生 太郎

政令第八十五号

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する
政令

内閣は、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、
並びに同法附則第二十八条第二項及び第三十四条、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二
十六条の二及び第八十九条第一項、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十
五号)第二条第三項第七号、第十五条第二項及び第十八条並びに社会福祉士及び介護福祉士法(昭和
六十二年法律第三十号)附則第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備(第一条―第四条)

第二章 経過措置(第五条―第七条)

附則

第一章 関係政令の整備

第一条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(特別の利益を与えてはならない社会福祉法人の関係者)

第十三条の二 法第二十六条の二の政令で定める社会福祉法人の関係者は、次に掲げる者とする。

一 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員

二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維
持する者

五 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法
人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

第二十三条の次に次の一条を加える。

(社会福祉を目的とする事業)

第二十三条の二 法第八十九条第一項の政令で定める社会福祉を目的とする事業は、社会福祉事業及び次に掲げる事業であつて社会福祉事業以外のものとする。

一 介護保険法第八十一条に規定する居宅サービス事業(同法の規定による特例居宅介護サービス費の支給に係る同項に規定する居宅サービスに相当するサービスを行う事業を含む)、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業(同法の規定による特例地域密着型介護サービス費の支給に係る同項に規定する地域密着型サービスに相当するサービスを行う事業を含む)、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業(同法の規定による特例介護予防サービス費の支給に係る同項に規定する介護予防サービスに相当するサービスを行う事業を含む)又は同条第十六項に規定する介護予防支援事業

二 介護保険法第八十八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を経営する事業

三 介護保険法第一百五十五条の四十五の三第一項に規定する第一号事業支給費の支給に係る同法第一百五十五条の四十五の五第一項に規定する第一号事業

四 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八十八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設を経営する事業

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)

第二条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(昭和三十六年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第二号中「次条第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同条第六号及び第七号を削る。

第二条中「次に掲げる事業」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業」に改め、同条各号を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

(特定介護保険施設等)

第二条の二 法第二十三条第七号の政令で定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

一 老人福祉法に規定する軽費老人ホームであつて、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の規定に係るもの  
二 老人福祉法に規定する老人福祉センターのうち、同法に規定する老人デイサービス事業を行うものであるが、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの(老人デイサービス事業を行う部分に限る。)

三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

四 老人福祉法に規定する老人短期入所施設であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

五 老人福祉法第十四条の規定による届出がなされた複合型サービス福祉事業であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するもの

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち短期入所又は重度障害者等包括支援を行う事業

第四条中「第九條第二項」を「第九條」に改める。

第六条第二項ただし書中「事業所が、法第二十三条第一号に掲げる事業を行い、かつ、特定社会福祉事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの(以下この条において「特定社会福祉事業割合」という)が三分の一以上」を「施設又は事業所が次の各号に掲げるものに、次に掲げる額の」を「単位掛金額に当該各号に定める数を乗じて得た額と、単位掛金額に三を乗じて得た額に当該事業年度の初日において当該施設又は事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数から当該各号に定める数を控除して得た数を乗じて得た額との」に改め、同項各号を次のように改める。

一 法第二十三条第二号に掲げる施設であつて、かつ、児童福祉法第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられた児童に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの(以下この条において「措置入所障害児関係業務割合」という)が書を上回るもの 当該事業年度の初日において当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数(その数に二に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「措置入所障害児関係業務従事職員数」という)があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「措置入所障害児関係業務従事職員数」という)。

二 法第二十三条第一号、第三号若しくは第六号又は第二号の二第八号に掲げる事業を行う事業所であつて、かつ、特定社会福祉事業に関する業務量の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定したもの(以下この条において「特定社会福祉事業割合」という)が三分の一以上であるもの 当該事業年度の初日において当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数(その数に二に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下「特定職員数」という)。

第六条第四項各号を次のように改める。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数。ただし、次のイに掲げる場合にあつては当該社会福祉施設等職員の数とイに定める数とを合計した数とし、次のロに掲げる場合にあつては当該社会福祉施設等職員の数とロに定める数とを合計した数とする。

イ 当該特定介護保険施設等職員を使用する施設が第二項第一号に掲げる施設に該当する場合 当該施設において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該施設の措置入所障害児関係業務割合を乗じて得た数(その数に二に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規措置入所障害児関係業務従事職員数」という)。

ロ 当該特定介護保険施設等職員を使用する事業所が第二項第二号に掲げる事業所に該当する場合 当該事業所において使用する特定介護保険施設等職員の数に当該事業所の特定社会福祉事業割合を乗じて得た数(その数に二に満たない端数があるときは、これを切り捨てて得た数。以下この条において「新規特定職員数」という)。

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数に三を乗じて得た数。ただし、前号イに掲げる場合にあつては当該合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数を、同号ロに掲げる場合にあつては当該合計した数から新規特定職員数を、それぞれ控除して得た数に三を乗じて得た数とする。

第六条に次の一項を加える。

5 新たに退職手当共済契約が締結された場合であつて、かつ、当該契約の申込みの日において当該共済契約者が第二項第一号に掲げる施設と同項第二号に掲げる事業所のいずれも経営する場合におけるその申込みの日が属する事業年度分の掛金の額は、前各項の規定にかかわらず、単位掛金額に当該契約の申込みの日における第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合計した数を乗じて得た額を十二で除して得た額とし、その申込みの日の属する月から当該事業年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

一 当該共済契約者が使用する社会福祉施設等職員の数、新規措置入所障害児関係業務従事職員数及び新規特定職員数を合計した数

二 当該共済契約者が使用する特定介護保険施設等職員の数と申出施設等職員の数とを合計した数から新規措置入所障害児関係業務従事職員数と新規特定職員数とを合計した数を控除して得た数に三を乗じて得た数

第七号第二号イ中「と特定職員数の見込数と」を、「措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数及び特定職員数の見込数」に改め、同号ロ中「特定職員数の見込数」を「措置入所障害児関係業務従事職員数の見込数と特定職員数の見込数とを合計した数」に改める。

第八条中「第十八条」を「第十八条第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十八条第二号の政令で定める者は、第六号第二項第一号に掲げる施設において使用する特定介護保険施設等職員とする。

第九条中「と特定職員数と」を、「措置入所障害児関係業務従事職員数及び特定職員数」に、「数を当該事業年度の初日」を「数を同日」に改める。

附則第二項第一号中「第二号第一項第三号」を「第二号第一項第四号」に、「第一号の二第一号」を「第二号の二第一号」に改め、同項第二号中「第一号の二第一号」を「第二号の二第一号」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)  
第三条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第五項及び附則第二号中「附則第二号第一項」を「附則第二号第一項各号」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正)  
第四条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五号第一項中「この政令による改正後の」を削り、「(次項において「新令」という。第六号第二項ただし書に規定する場合であつて、当該事業所)を「第六号第二項第二号に掲げる事業所(法第二号第三項第三号に掲げる事業を行う事業所に限る。次項において同じ。二)に、同項第一号」を「同令第六号第二項第二号」に改め、同条第二項中「新令第六号第二項ただし書に規定する場合であつて、当該事業所」を「社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第六号第二項第二号に掲げる事業所」に、「同項第一号」を「同号」に改める。

第二章 経過措置  
(改正法附則第二十八号第二項の規定による退職手当金の額の計算の基礎となる額)  
第五条 社会福祉法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。附則第二十八号第二項の規定により同項各号に規定する者)について改正法第三号の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「旧共済法」という)第八号及び第九号、社会福祉施設職員等退職手当共済法第九号の二、旧共済法第十一号並びに介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第二十五号第二項の規定の例により退職手当金の額を計算する場合においては、旧共済法第八号第一項に規定する政令で定める額は、改正法附則第二十八号第二項に規定する第二号施行日

(第七号において「第二号施行日」という)以後に退職(社会福祉施設職員等退職手当共済法第七号に規定する退職をいう。以下この条において同じ)をした日の属する月前(当該退職をした日が月の末日である場合は、その月以前)における被共済職員期間の計算の基礎となつた最後の六月の本欄の総額を六で除して得た額に於いての社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第三号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

(平成二十八年四月三十日まで)の間は、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法第四号の二第二項の規定により平成二十八年四月三十日までの間に改正法第三号の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「新共済法」という)第二号第三項に規定する特定介護保険施設等(以下「特定介護保険施設等」という) (改正法附則第二十六号第一項に規定する障害者支援施設等に限定)となつたものとみなされたことにより社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下「共済法」という)第二号第七項に規定する特定介護保険施設等職員(以下「特定介護保険施設等職員」という)となつた者(同月一日において現に同条第十項に規定する共済契約者(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第百十一号。次条第一項において「社会福祉事業法等改正法」という)附則第二十三号第一項の規定の適用を受ける者を含む。以下「共済契約者」という)に使用され、かつ、その者の経営する当該特定介護保険施設等となつたものとみなされた施設又は事業の業務に常時従事することを要する者に限る)については、同月一日において特定介護保険施設等職員となつたものとみなす。

(既加入施設職員等に関する経過措置)  
第七条 当分の間、第二条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令(以下「新令」という)第六号第二項第一号に掲げる施設に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九号の規定を適用しないものとして同号の規定により算定した同号に規定する措置入所障害児関係業務従事職員数が、第二号施行日の前日に共済法第二号第一項に規定する被共済職員(社会福祉事業法等改正法附則第二十三号第一項の規定の適用を受ける共済契約者に使用される者を含む。附則第二号第二項を除き、以下「被共済職員」という)であつた者のうち、第二号施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの(共済契約者に継続して使用者)は、かつ、当該施設の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入施設職員」という)の数より多いときは、当該既加入施設職員については、改正法附則第二十九号の規定は、適用しない。

2 当分の間、新令第六号第二項第二号に掲げる事業所(法第二号第三項第三号又は新令第二号の二第八号に掲げる事業を行う事業所を除く)に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九号の規定を適用しないものとして新令第六号第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、第二号施行日の前日に被共済職員であつた者のうち、第二号施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの(共済契約者に継続して使用者)は、かつ、当該事業所の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入事業所職員」という)の数より多いときは、当該既加入事業所職員については、改正法附則第二十九号の規定は、適用しない。

附則  
(施行期日)  
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第二条 この政令の施行の際現に共済法第四号第一項の規定により成立している共済法第二号第九項に規定する退職手当共済契約(以下「退職手当共済契約」という) (第二条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第一号第六号若しくは第七号に掲げる施設又は同令第二号第二号に掲げる事業(以下「地域活動支援センター等」と総称する)に係るものに限る)は、特定介護保険施設等に係る退職手当共済契約とみなす。

2 この政令の施行の日(以下「施行日」という)前に地域活動支援センター等を経営していた共済契約者が、施行日前に厚生労働省令で定めるところにより独立行政法人福祉医療機構(次条において「機構」という)に届け出たときは、施行日以後新たに当該共済契約者に使用され、かつ、特定介護保険施設等(当該地域活動支援センター等に限る)の業務に常時従事することを要する者となる者(共済法第二条第六項に規定する社会福祉施設等職員(附則第五条第一項において「社会福祉施設等職員」という)を除く)については、前項及び共済法第二条第十一項の規定にかかわらず、同項に規定する被共済職員でないものとする。

第三條 この政令の施行の際現に特定介護保険施設等(地域活動支援センター等に限る。以下同じ)を経営している共済法第二条第五項に規定する経営者が、施行日前に旧共済法の規定によつてした退職手当共済契約の申込みは、新共済法第二条第三項の規定により機構に申し出てしたもののみならず、

第四條 共済法第四条の二第二項の規定により平成二十八年四月三十日までの間に特定介護保険施設等となつたものとみなされたことにより特定介護保険施設等職員となつた者(同月一日において現に共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する当該特定介護保険施設等となつたものとみなされた施設又は事業の業務に常時従事することを要する者に限る)については、同月一日において特定介護保険施設等職員となつたものとみなす。

第五條 施行日の前日に被共済職員であつた者のうち、施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの(共済契約者に継続して使用される者であつて、この政令の施行の際現に存する地域活動支援センター等の業務に常時従事することを要するものに限る)については、社会福祉施設等職員とみなして、共済法第十五条、新共済法第十八条及び共済法第十九条の規定を適用する。

2 当分の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(新令第二号に掲げる事業を行う事業所に限る)に使用される特定介護保険施設等職員について、前項の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、施行日の前日に被共済職員であつた者のうち、施行日以後において特定介護保険施設等職員であるもの(共済契約者に継続して使用され、かつ、当該事業所の業務に常時従事することを要する者に限る。以下「既加入短期入所等事業所職員」という)の数より多いときは、当該既加入短期入所等事業所職員については、前項の規定は、適用しない。

第六條 この政令の施行の際現に特定介護保険施設等を経営している共済契約者が、当該共済契約者に使用され、かつ、当該特定介護保険施設等の業務に常時従事することを要する者であつて、施行日以後に被共済職員となつたものの全ての同意を得たときは、共済法第六条第五項の規定にかかわらず、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除することができる。

2 前項の規定による退職手当共済契約の解除は、共済法第六条第六項、第七條及び第十一條第六項の規定の適用については、共済法第六条第五項の規定による退職手当共済契約の解除とみなす。

第七條 新令第六条第二項、第四項及び第五項並びに第七條の規定は、平成二十八年年度以後の事業年度に納付すべき掛金について適用し、平成二十七年年度以前の事業年度に納付すべき掛金については、なお従前の例による。

第八條 当分の間、新令第六条第二項第一号に掲げる施設に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九條の規定を適用しないものとして同号の規定により算定した同号に規定する措置入所障害児関係業務従事職員数が、既加入施設職員の数より少ないとき、又は既加入施設職員の数と同じであるときは、当該施設に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

2 当分の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(法第二条第三項第三号又は新令第二条の二第八号に掲げる事業を行う事業所を除く)に使用される特定介護保険施設等職員について、改正法附則第二十九條の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入事業所職員の数より少ないとき、又は既加入事業所職員の数と同じであるときは、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

3 当分の間、新令第六条第二項第二号に掲げる事業所(新令第二条の二第八号に掲げる事業を行う事業所に限る)に使用される特定介護保険施設等職員について、附則第五条第一項の規定を適用しないものとして新令第六条第二項第二号の規定により算定した同号に規定する特定職員数が、既加入短期入所等事業所職員の数より少ないとき、又は既加入短期入所等事業所職員の数と同じであるときは、当該事業所に使用される特定介護保険施設等職員については、同項ただし書の規定は、適用しない。

第九條 新令第八條及び第九條の規定は、平成二十八年年度以後の各年度における国及び都道府県の補助について適用し、平成二十七年年度以前の各年度における当該補助については、なお従前の例による。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
第十條 改正法第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条第一項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定による高等学校又は中等教育学校の指定(以下この条において「新指定」という)を受けようとする者は、この政令の施行前においても、第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第二条において準用する同令第三条の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、施行日にその効力を生ずる。  
厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 麻生 太郎

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。  
御名 御璽  
平成二十八年三月三十一日  
内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 麻生 太郎

政令第八十六号  
子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十二号)の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七條第三項第二号、第二十八條第二項各号、第二十九條第三項第二号、第三十條第二項各号、第六十七條第一項、第七十條第二項並びに附則第九條第一項第一号、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)及び同号ロ(1)の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。  
第四條第四項中「一万五千五百円」を「七千五百五十円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中二万六千六百円」とあるのは「二万五千五百円」(短時間認定保護者)に、「一万三千三百円」とする。同項第六号に「一万五千五百円」を「七千七百五十円」に、「一万五千三百円」を「七千六百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中二万九千六百円」とあるのは「二万九千八百円」に、「前項第六号」を「前項第五号中二万九千六百円」とする。同項第六号に「一万五千円(短時間認定保護者)にあっては、一万四千八百円」とする。同項第六号に「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千五百五十円」に改める。

(1) 第二十四条第四号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額

(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。)

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限り、に百分の十を乗じて得た額)

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く)小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限る。に百分の十を乗じて得た額)

(2) 第二十四条第四号ロに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く)に係るものに限り、に百分の十を乗じて得た額)

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児に係るものに限り、に百分の十を乗じて得た額)

(3) 第二十四条第四号ハに掲げる通所給付決定保護者 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児(小学校就学前負担額算定基準者であるものを除く)に係るものに限り、に百分の十を乗じて得た額(その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。))

第二十五条の六第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号中「第二十四条第四号」を「第二十四条第五号」に改める。

第二十八条中「法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。」を削り、「同項」を「法第六条の二の二第三項」に改める。

附則

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十四条及び第二十五条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援及び同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援(以下「指定通所支援等」という。)について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

省令

○文部科学省令第三号

厚生労働省令第三号  
社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十八年三月三十一日  
文部科学大臣 馳 浩  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令  
省令の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令(平成二十三年文部科学省令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十九条第一号から第三号まで若しくは第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に、「同項第一号」を「同項第四号」に改める。

第二条第一項中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九条第一号」を「第四十条第二項第一号」に改め、同条第六号中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に改める。

第六条中「第三十九条第二号」を「第四十条第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条中「第三十九条第三号」を「第四十条第二項第三号」に改める。

第七条の二各号列記以外の部分中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に、「第二号学校」を「第五号学校」に改め、同条第一号ホ(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同号ホ(4)中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第二号ハ(3)中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同号ハ(4)中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改める。

第八条中「第四十条第二項第一号」を「第四十条第二項第四号」に改め、同条第三号中「法第三十九条第一号から第三号まで」を「同項第一号から第三号まで」に改める。

第九条第一項第十号ロ中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改め、同号ハ中「第四十条第二項第二号」を「第四十条第二項第五号」に改め、同条第三項中「第三十九条第一号から第三号まで」を「第四十条第二項第一号から第三号まで」に、「法第四十条第二項第一号」を「同項第四号」に改める。

に改める。

第十一号第三号中「第三十九号第一号から第三号まで」を「第四十号第二号第一号から第三号まで」に、「法第四十号第二号第一号」を「同項第四号」に改める。  
 附則第二条の二中「第二十九号第一号から第三号まで」を「第四十号第二号第一号から第三号まで」に、「第四十号第二号第一号」を「第四十号第二号第四号」に改める。  
 別表第四の二備考四中「第二号学校」を「第五号学校」に改める。  
 附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に、「次条」を「次項」に改め、同条を附則第一項とする。

附則第二条の見出し中「又は介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校等」を削り、同条中「又は附則第二条」を削り、「介護サード」の基礎強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第六号を「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）第五条」に改め、「又は同法附則第九号第一項に規定する高等学校若しくは中等教育学校」を削り、同条を附則第二項とする。

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第四号  
厚生労働省令第四号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）を実施するため、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令  
（社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部改正）

第一条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(1)中「第一条第二項各号」を「第一条の二第二項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第五項各号」を「第一条の二第五項」に改め、同号イ(3)中「第一条第八項各号」を「第一条の二第八項」に改める。  
 第四条第一号イ(1)中「第一条第三項各号」を「第一条の二第三項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第六項各号」を「第一条の二第六項各号」に改め、同号イ(3)中「第一条第九項各号」を「第一条の二第九項各号」に改める。  
 第五条第六号中「すべて」を「全て」に改める。

第六条中「限る。別表第四」を「限る。(別表第四)」に改める。  
 附則第四条第三項中「第三条第一号ト」を「第三条第一号ワ」に改める。  
 附則第五条第三項中「新指定規則」を削る。

第二条 社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項中「第三号まで」の下に「若しくは第四十号第二号第二号」を加え、「法第四十号第二号第一号」を「同項第三号」に改める。  
 第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十号第二号第二号」に改める。

第五条第九号の次に次の一号を加える。  
 九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有する者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第七条の次に次の一条を加える。  
 第七条の二 法第四十号第二号に規定する学校（別表第四の二において「第二号学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。  
 一 昼間課程及び夜間課程に係る基準  
 イ 修業年限は、六月以上（施行規則第二十一条に掲げる者にあつては、一月以上）であること。  
 ロ 教育の内容は、別表第四の二に定めるもの以上であること。  
 ハ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる学生の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。  
 ニ 別表第四の二に定める教育の一部を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。  
 ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有する者（次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。  
 (1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者  
 (2) 学校教育法に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者  
 (3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十号第二号第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者  
 (4) 法第四十号第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本I若しくはII、コミュニケーション技術、生活支援技術I若しくはII又は介護過程IからIIIまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者  
 (5) 法附則第二条第一項に規定する高等学校等（以下「特例高等学校等」という。）の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者  
 ハ 介護過程IIIを教授する教員は、ホの(1)から(5)までのいずれかに該当する者であつて、かつ、第五号第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有する者（以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という。）であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。  
 ト 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。  
 チ 一学級の定員は、五十人以下であること。  
 リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。  
 ル 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。  
 ヲ 管理及び維持経営の方法が確実であること。  
 ヱ 入学し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準

イ 前号イ、ロ、二、ハ、ト及びヌからツまでに該当するものであること。

ロ 別表第四の二に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ 口の専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者

(2) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十条第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第四の二に定める介護の基本I若しくはII、コミュニケーション技術、生活支援技術I若しくはII又は介護過程IからIIIまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 特別高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者

二 印刷教材は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。

(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。

(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。

ホ 印刷教材による授業における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法が次によるものであること。

(1) 通信指導は、計画的に行うこと。

(2) 添削指導は、別表第四の二の科目の欄に定める各科目(面接授業により行う科目を除く)について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評及び学習上の注意等を記入すること。

ヘ 面接授業においては、通信指導及び添削指導において修得することが求められている知識及び技能の修得がなされていることにつき確認をすること。

ト 面接授業における一学級の定員は、五十人以下であること。

チ 面接授業の実施期間において、同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。

第八条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第九条第一項第十号ロの次に次のように加える。

ハ 法第四十条第二項第二号に規定する学校 面接授業を他の学校等に実施させる場合には、当該他の学校等の名称、所在地及び設置者又は経営者の氏名(法人にあつては、名称)並びに当該他の学校等において実施する面接授業の科目

第九条第三項中「第一項の」を「法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に係る第一項の」に改める。

第十条第二項中「介護実習施設等に関する事項」の下に、「同号ハに掲げる他の学校等に関する事項」を加える。

第十一条第三号中「異動」の下に「実習指導者の異動については、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までに規定する学校又は第四十条第二項第一号に規定する高等学校等に限る。」を加える。

第十三条中「並びに第五条第六号及び第十四号ロ」を「第五条第六号、第九号の二及び第十四号ロ並びに第七条の二第一号ホ」に改める。

附則第二條第一項中「法附則第二條第一項に規定する高等学校等(以下この条において「特別高等学校等」という。)」を「特別高等学校等」に改め、同項第二号の表科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術(医療的ケアを含む。)」に改め、同表単位数欄中「六」を「七」、「三四」を「三五」に、「三三」を「三四」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程における介護実習以外の科目の単位数については、添削指導三回及び面接指導二単位時間(一単位時間を五十分とする)を一単位として計算することを標準とする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接指導とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則第二條の次に次の一条を加える。

(介護福祉士の養成に係る高等学校等における医療的ケアを教授する教員の経過措置)  
第二條の二 医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、学校教育法に基づく高等学校等において学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)別表第三の看護若しくは福祉の教科に属する科目を教授する教員として五年以上の経験を有する者又は法第三十九条第一号から第三号までに規定する学校若しくは養成施設の専任教員として五年以上の経験を有する者については、第八条第六号の規定にかかわらず、当分の間、法第四十条第二項第一号に規定する高等学校等において医療的ケアを教授する教員となることができる。

別表第二中「(第三条―第七条関係)」を「(第三条―第七条の二関係)」に改める。

別表第四中「こころからだのしくみ」の項の次に「医療的ケア」

医療的ケア

五〇

五〇 五〇 を加え、合計の項中「一、八〇〇」を「一、八五〇」に、「一、一七〇」を「一、二二〇」に、「一、一五五」を「一、二〇五」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 第一号学校における人間と社会に関する選択科目の時間数については、人間の尊厳と自立、人間関係とコミュニケーション及び社会の理解の時間数と合計して二百四十時間以上となるように定めるものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

別表第四の次に次の一表を加える。  
別表第四の二(第七条の二関係)

科	目	時間数
人間の尊厳と自立		五
社会の理解 I		五
社会の理解 II		三〇
介護の基本 I		一〇
介護の基本 II		二〇
コミュニケーション技術		二〇
生活支援技術 I		二〇
生活支援技術 II		三〇
介護過程 I		二〇
介護過程 II		二五
介護過程 III		四五
発達と老化の理解 I		一〇
発達と老化の理解 II		二〇
認知症の理解 I		一〇
認知症の理解 II		二〇
障害の理解 I		一〇
障害の理解 II		二〇
ここらからだのしくみ I		六〇
ここらからだのしくみ II		五〇
医療的ケア		五〇
合 計		四五〇

備考 一 介護過程 III については、面接授業により行うものとする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とし、演習は面接授業とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

四 第二号学校における教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものにおいて既に履修したものと認められる科目については、その科目の履修を免除することができる。

別表第五科目欄中「生活支援技術」を「生活支援技術(医療的ケアを含む)」に改め、同表単位数欄中「九」を「十一」、「五二」を「五三」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 一 各科目の単位数は、一単位時間を五十分とし、三十五単位時間の授業を一単位として計算することを標準とする。

二 医療的ケアについては、講義及び演習により行うものとし、講義の時間数は少なくとも五十時間以上とするものとする。

三 前号の演習を修了した者に対しては、可能な限り実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則(以下「新規則」という。)第八條又は附則第二条に定める基準による社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。)第四十條第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校又は社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)第四條の規定による改正後の法附則第二条第一項各号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

3 法第四十條第二項第二号の指定を受けた学校の設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第二十一條第三号に掲げる者に係る場合に限る。)における新規則第十條の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

○文部科学省令第五号  
厚生労働省令第五号

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二十年 文部科学省令第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号ホ(5)中「附則第二条第一項」を「附則第二条第一項各号」に改める。

附則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十五号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の次に次の五條を加える。

(特定適用事業所の該当の届出)

第二十三條の二 初めて公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。以下「年金機能強化法」という。)附則第四十六條第一項に規定する特定適用事業所(第二号及び次条第一項第二号において「特定適用事業所」という。)となつた適用事業所の事業主(事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、

第十八条第三項に次の一号を加える。  
七 第十五条の二第六号の区別  
第十九条第四項に次の一号を加える。

七 第十五条の二第六号の区別  
第十九条の二第二項に次の一号を加える。  
六 第十五条の二第六号の区別  
第十九条の二の二第二項に次の一号を加える。  
六 第十五条の二第六号の区別  
第二十一条の二の次に次の一号を加える。

(被保険者等の区別変更の届出)

第二十一条の三 事業主(船舶所有者を除く。以下この条において同じ)は、被保険者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第二十八条の三の規定によつて届書を提出するときは、これに併記して行うものとする。

一 被保険者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 変更の年月日

四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

2 事業主は、七十歳以上の使用される者に係る第十五条の二第六号の区別の変更があつたときは、当該事実があつた日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一 七十歳以上の使用される者の氏名、生年月日及び住所

二 基礎年金番号

三 変更の年月日

四 事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称  
第二十九条の二中「及び」を、「」に、第二十二條までを「第二十一條の二まで及び第二十二條」に改める。

第四十七條の二の二第三項中「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。以下「機能強化法」という。)」を「年金機能強化法」に改め、同条第四項中「機能強化法」を「年金機能強化法」に改める。  
第八十八條の十第一項第一号ハ中「標準報酬月額等」を「標準報酬月額等」に改める。  
第八十九條の三第一項中「実施機関」を「各実施機関」に改める。  
第九十三條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第十四條の四第一項の規定による申出書の受理  
附則

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。  
(短時間労働者の報酬の決定に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十八年十月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第二十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法

施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の施行の日(次号において「施行日」という。)の属する月」と、同条第三号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「施行日の属する月」とする。

第三条 施行日から平成二十八年十月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則第九条の四の規定の適用については、同条第二号中「被保険者の資格を取得した月(七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つた月。次号において同じ。)」とあるのは「健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の施行の日(次号において「施行日」という。)の属する月」と、同条第三号中「被保険者の資格を取得した月」とあるのは「施行日の属する月」とする。  
(厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定による七十歳以上の使用される者の要件に関する経過措置)

第四条 施行日前において、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者(以下「七十歳以上の使用される者」という。)に該当する者であつて、施行日まで引き続き七十歳以上の使用される者に該当するものについては、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号。次号において「年金機能強化法」という。)第三條の規定による改正後の厚生年金保険法第十二條(同条第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後引き続き施行日において使用されていた事業所に使用されてゐる間は、適用しない。

第五条 当分の間、年金機能強化法附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に使用される七十歳以上の者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者(以下この条において「通常の労働者」という。)の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同法第二条に規定する短時間労働者(前条の規定により引き続き七十歳以上の使用される者に該当するものを除く。以下この条において「短時間労働者」という。)又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当するものについては、厚生年金保険法施行規則第十条の四の規定にかかわらず、同条に定める要件に該当しないものとする。

○厚生労働省令第七十六号  
社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部の施行に伴い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十八年三月三十一日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令  
社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第二十一条の改正規定中「に改め」の下に、「同条第三号中「第四十條第二項第二号」を「第四十條第二項第五号」に改め」を加え、同条第二十二條第三項の改正規定中「第四十條第二項第一号」を「第四十條第二項第一号若しくは第二号又は前条第三号」に改め、「第五号まで」の下に「又は前条第三号」を加え、同条第二十三條第一項の改正規定を削り、同条第二十八條第一項第一号の改正規定中「第三号まで」を「第三号まで若しくは第四十條第二項第一号若しくは第二号」に、「第三号まで若しくは第五号」を「第五号まで」に改め、同令附則第一条の次に一條を加える改正規定及び同令附則第二条第一号の改正規定を削り、同令様式第五及び様式第六の改正規定を次のように改める。

様式第五及び様式第六を次のように改める。

様式第五 (第24条関係) (表面)

収入印紙  
(消印しないこと。)

介護福祉士試験受験申込書

フリガナ 氏名 (姓) (名)		※ 整理番号		
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
郵便番号	本籍地 (外国籍の場合は、その国籍)	都道府県	本籍地コード	
フリガナ 現住所	都道府県			
電話番号				
受験希望地	都道府県			
受験資格 (裏面を参照のこと。)	<input type="checkbox"/> 実務経験 + 実務者研修	勤務先名	職種	年月 ~ 年月
		研修機関名		年月 ~ 年月
	<input type="checkbox"/> EPA介護福祉士候補者 + 実務経験	勤務先名	職種	年月 ~ 年月
	<input type="checkbox"/> 実務経験 + 介護職員 基礎研修課程 + 喀痰吸引等研修	勤務先名	職種	年月 ~ 年月
		研修機関名		修了年月 年月
		研修機関名		修了年月(見込み) 年月
	<input type="checkbox"/> 高等学校等	学校名 [及び 専攻科]	卒業年月(見込み)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成
<input type="checkbox"/> 特例高等 学校等 + 実務経験 (9月以上)	学校名 [及び 専攻科]	卒業年月	平成	年 月
<input type="checkbox"/> 介護福祉士 養成施設等	学校名	卒業年月(見込み)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月
<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出	提出する受験票の 試験実施回	第 回	提出する受験 票の受験番号	
<input type="checkbox"/> 実技試験免除申請	介護技術講習修了年月日 (見込み)	平成	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 介護技術講習修了証明書 に代わる受験票の提出	提出する受験票の 試験実施回	<input type="checkbox"/> 前回 <input type="checkbox"/> 前々回	提出する受験 票の受験番号	
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
指定試験機関代表者

氏名



(裏面)

連絡先

勤務先 (屋間等の 連絡先)	名称	所 属
		電 話 番 号
その他 (備省先等の 連絡先)	名称 又は 氏 名	受験者との関係
		電 話 番 号

受験資格及び添付書類一覧

区 分	受 験 資 格	添 付 書 類
実務経験 + 実務者研修	3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの (法第40条第2項第5号又は施行規則第21条第3号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
EPA介護福祉士 候補者 + 実務経験	EPA介護福祉士候補者であって3年以上の実務経験者 (施行規則第21条第2号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験 + 介護職員基礎研修課 + 喀痰吸引等研修	3年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であって、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの (施行規則附則第1条の2)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等学校等 (専攻科含む)	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者 (法第40条第2項第4号、施行規則第21条第1号、平成19年改正法附則第5条又は平成20年改正規則附則第3条)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等 (専攻科含む) + 実務経験(9月以上)	法附則第2条第1項に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で9月以上の実務経験を有するもの (法附則第2条第1項各号)	・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
介護福祉士 養成施設等	・介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者 ・社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者 ・保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書

備考

- 該当する口は、☑と記入すること。
- 整理番号欄には、記入しないこと。
- 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
- この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずH Bの鉛筆を使用すること。  
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。
- 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。
- 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。
- 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。
- 実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 実務者研修の修了見込証明書の提出をもって申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。
- 喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもって申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。
- 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。
- 実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習修了証明書を添付すること。
- 介護技術講習修了見込みで実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習受講決定通知書を添付すること。また、介護技術講習修了後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書を提出すること。
- 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものである場合は、当該受験票の提出をもって介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第六 (第26条関係)

介護福祉士登録申請書										
フリガナ 氏名	(姓) _____ (名) _____					性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	本籍地 <small>(外国籍の場合は、その国籍)</small>	都道府県	本籍地 コード			
フリガナ 現住所	都道府県 _____									
郵便番号			電話番号							
試験に合格した年月	平成	年	月	試験合格証書番号						
<p>(実地研修を修了した喀痰吸引等行為)</p> <p><input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引</p> <p><input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</p> <p><input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養</p> <p>(受験資格)</p> <p><input type="checkbox"/> 実務経験+実務者研修</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校等</p> <p><input type="checkbox"/> 特例高等学校等+実務経験(9月以上)</p> <p><input type="checkbox"/> 介護福祉士養成施設等</p> <p>(欠格事由)</p> <p><input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人</p> <p><input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p><input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者</p>										
<p>私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。</p>										
<p>平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿 指定試験機関代表者</p> <p style="text-align: right;">氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>										
<p>収入印紙 (消印しないこと。)</p> <p>又は領収証書をはること。</p>										

- 備考
- 1 該当する□は、☑と記入すること。
  - 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。
  - 3 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付すること。
  - 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。  
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。
  - 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第二条を次のように改める。

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正）

第二条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十九号第一号から第三号まで若しくは第四十号第二項第二号」を「第四十号第二項第一号から第三号まで若しくは第五号」に改める。

第二条第一項中「第四十号第二項第二号」を「第四十号第二項第五号」に改め、同条第二項中「第三十九号第一号から第三号まで」を「第四十号第二項第一号から第三号まで」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「第三十九号第一号」を「第四十号第二項第一号」に改め、同条第六号中「第三十九号第一号から第三号まで」を「第四十号第二項第一号から第三号まで」に改める。

第六条中「第三十九号第二号」を「第四十号第二項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条中「第三十九号第三号」を「第四十号第二項第三号」に改める。

第七条の二各号列記以外の部分中「第四十号第二項第二号」を「第四十号第二項第五号」に、「第二号養成施設」を「第五号養成施設」に改め、同条第一号中「第四十号第二項第一号」を「第四十号第二項第四号」に改め、同号中「第四十号第二項第二号」を「第四十号第二項第五号」に改め、同号中「第四十号第二項第一号」を「第四十号第二項第四号」に改め、同号中「第四十号第二項第二号」を「第四十号第二項第五号」に改める。

第八条第一項第十号中「第三十九号第一号から第三号まで」を「第四十号第二項第一号から第三号まで」に改め、同号中「第四十号第二項第二号」を「第四十号第二項第五号」に改め、同条第三項中「第三十九号第一号から第三号まで」を「第四十号第二項第一号から第三号まで」に改める。

第十条第三号中「第三十九号第一号から第三号まで」を「第四十号第二項第一号から第三号まで」に改める。

第四条を次のように改める。

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第四条 次に掲げる省令の規定中「第三十九号第一号」を「第四十号第二項第一号」に改める。

一 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三号の六第三項第二十一号

二 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九号の五第三項第二十一号

三 国民年金法施行規則（昭和三十三年厚生省令第十二号）第七十七号の六第二十号

第五条のうち、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百七条第六十一号の改正規定中、「附則第二条第一項」を「附則第九号第一項」に、「同令第七百七十二号第二十二号の四の改正規定中、「附則第二条第一項」を「附則第九号第一項」に」と及び同令第七百四十二号第二十六号の改正規定中、「附則第二条第一項」を「附則第九号第一項」に」とを削る。

附則第二条を削り、附則第一条中「平成二十八年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、ただし書を削り、同条の見出し及び条名を削る。

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（以下「平成二十三年改正省令」という。）の施行の際現に平成二十三年改正省令第一条の規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、平成二十三年改正省令第一条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 平成二十三年改正省令の施行の際現に旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

○厚生労働省令第七十七号

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）を実施するため、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「厚生労働大臣が別に定める実習に係る」を「相談援助実習指導及び相談援助実習の」に改める。

第二十一条中「中等教育学校」の下に「であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの」を加える。

第二十八条第一項中「又は養成施設」を「養成施設、高等学校又は中等教育学校」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「指定」の下に「又は第四十号第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の指定」を加える。

第二条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の一号を加える。

三年以上介護等の業務に従事した者であつて、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第四十号第二項第二号に規定する学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの

イ 法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修（別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。）の課程

ロ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二号の二十三に規定する介護職員初任者研修課程

ハ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）附則第二条の規定による廃止前の訪問介護員に関する省令（二及びホにおいて「旧訪問介護員省令」という。）第一条に規定する一級課程

ニ 旧訪問介護員省令第一条に規定する二級課程

ホ 旧訪問介護員省令第一条に規定する三級課程

ハ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則第二十二号の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程

ト イからハまでに掲げる課程と準する課程として厚生労働大臣が定める課程

第二十二号第三項中「第一号」の下に「若しくは第二号又は前条第三号」を加える。

第二十三号第一項中「及び」のところに「若しくは」を加える。

第二十六号の三第二項第一号中「介護福祉士が」の下に「基本研修又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四若しくは別表第五若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則附則第二条第一項第二号の表、別表第四、別表第五の二若しくは別表第五に定める医療的ケア（次号において「医療的ケア」という。）を修了している場合であつて、」を加え、同項第二号中「介護福祉士が」の下に「基本研修又は医療的ケアを修了している場合であつて、」を加える。

第二十八号第一項第一号中「第三号まで」の下に「若しくは第四十号第二項第二号」を加え、「第四十号第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

（介護福祉士試験の受験資格に関する経過措置）

第一条の二第二十一条第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「修得したもの」とあるのは、修得したもの及び三年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二号の二十三第一項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であつて、附則第十三号の喀痰吸引等研修（別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修を除く。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。

様式第三 (第12条、第26条関係)

登録事項変更届出書

社会福祉士  
介護福祉士

収入印紙  
(消印しないこと。)

資 格  
住 所  
登録年月日  
登録番号  
(フリガナ)  
氏 名

年 月 日生

社会福祉士及び介護福祉士法第28条第42条第1項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

1 氏名、本籍地、その他の事項 (社会福祉士・介護福祉士共通)

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備 考
(フリガナ) 氏 名				
本籍地 (都道府県名)				

2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの (介護福祉士のみ)

実地研修を修了した行為	変更前	変更後	備 考
口腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鼻腔内の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
経鼻経管栄養	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
指定試験機関代表者

氏 名 印

- 備考1 指定試験機関が行う登録証の訂正を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付し、収入印紙をはらないこと。
- 2 該当する口は、と記入すること。
- 3 1において、氏名、本籍地都道府県名以外の事項を変更する場合は、登録事項欄に当該変更する登録事項を記入すること。
- 4 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第三、様式第五及び様式第六を次のように改める。

様式第五（第24条関係）（表面）

収入印紙  
(消印しないこと。)

## 介護福祉士試験受験申込書

フリガナ 氏名		(姓)		(名)		※ 整理番号					
生年月日		<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日	性別		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
郵便番号		〒		本 籍 地		都道 府県		本籍地コード			
フリガナ 現住所		都道 府県									
電話番号											
受験 希望地		都道 府県									
受験 資格 (裏面を 参照の こと。)	<input type="checkbox"/> 実務経験 + 実務者研修		勤務先名		職種		期 間		年 月 ~ 年 月		
	<input type="checkbox"/> EPA介護福祉士候補者 + 実務経験		勤務先名		職種		期 間		年 月 ~ 年 月		
	<input type="checkbox"/> 実務経験 + 介護職員 基礎研修課程 + 喀痰吸引等研修		勤務先名		職種		期 間		年 月 ~ 年 月		
			研修機関名				修了年月		年 月		
			研修機関名				修了年月(見込み)		年 月		
	<input type="checkbox"/> 高等学校等		学校名 [及び 専攻科]		卒業年月(見込み)		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年 月		
<input type="checkbox"/> 特例高等 学校等 + 実務経験 (9月以上)		学校名 [及び 専攻科]		卒業年月		平成		年 月			
		勤務先名 (実務経験)		職種		期 間		年 月 ~ 年 月			
<input type="checkbox"/> 受験資格に係る証明書 に代わる受験票の提出		提出する受験票の 試験実施回		第		回		提出する受験 票の受験番号			
<input type="checkbox"/> 実技試験免除申請		介護技術講習修了年月日 (見込み)		平成		年 月		日			
<input type="checkbox"/> 介護技術講習修了証明書 に代わる受験票の提出		提出する受験票の 試験実施回		<input type="checkbox"/> 前回 <input type="checkbox"/> 前々回		提出する受験 票の受験番号					
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無									

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿  
指定試験機関代表者

氏名

㊟

(裏面)

連絡先

勤務先 (昼間等の 連絡先)	名称	所 属	
		電 話 番 号	
その他 (帰省先等の 連絡先)	名称 又は 氏 名	受験者との関係	
		電 話 番 号	

受験資格及び添付書類一覧

区 分	受 験 資 格	添 付 書 類
実務経験 ＋ 実務者研修	3年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの (法第40条第2項第2号又は施行規則第21条第3号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
EPA介護福祉士 候補者 ＋ 実務経験	EPA介護福祉士候補者であって3年以上の実務経験者 (施行規則第21条第2号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験 ＋ 介護職員基礎研修課程 ＋ 喀痰吸引等研修	3年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であって、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの (施行規則附則第1条の2)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等学校等 (専攻科含む)	高等学校若しくは中等教育学校の卒業生若しくは学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業生 (法第40条第2項第1号、施行規則第21条第1号、平成19年改正法附則第5条又は平成20年改正規則附則第3条)	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書又は教科目(科目)及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等 (専攻科含む) ＋ 実務経験(9月以上)	法附則第2条第1項各号に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業生で9月以上の実務経験を有するもの (法附則第2条第1項各号)	・卒業証明書 ・教科目(科目)及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書

備考

- 該当する口は、☑と記入すること。
- 整理番号欄には、記入しないこと。
- 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙ははらないこと。
- この受験申込書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。  
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないよう完全に消すこと。
- 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。
- 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。)については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。
- 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであること。
- 実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。
- 実務者研修の修了見込証明書の提出をもって申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。
- 喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもって申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。
- 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。
- 実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習修了証明書を添付すること。
- 介護技術講習修了見込みで実技試験免除申請を行う者は、介護技術講習の実施者が発行する介護技術講習受講決定通知書を添付すること。また、介護技術講習修了後、遅滞なく、介護技術講習修了証明書を提出すること。
- 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であつて、介護技術講習修了証明書を提出したものである場合は、当該受験票の提出をもって介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第六 (第26条関係)

介 護 福 祉 士 登 録 申 請 書												
フリガナ	氏 名 (姓) (名)						性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女				
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成		年	月	日	本 籍 地 <small>(外国籍の場合は、その国名)</small>	都道府県	本籍地 コード				
フリガナ	現 住 所 都道 府県											
資格要件(社会福祉士及び介護福祉士法)	<input type="checkbox"/> 第1号 (介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者)					卒業した年月		養成施設等の名称				
	<input type="checkbox"/> 第2号 (社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者)											
	<input type="checkbox"/> 第3号 (保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者)					養成施設等コード						
	<input type="checkbox"/> 第4号 (介護福祉士試験に合格した者)					試験に合格した年月		平成	年	月	試験合格証書番号	
そ の 他	(実地研修を修了した喀痰吸引等行為) <input type="checkbox"/> 口腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 鼻腔内の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内部の喀痰吸引 <input type="checkbox"/> 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻経管栄養  (欠格事由) <input type="checkbox"/> 成年被後見人又は被保佐人 <input type="checkbox"/> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」という。)の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて社会福祉士及び介護福祉士法施行令第1条に規定するものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 <input type="checkbox"/> 法第42条第2項において準用する法第32条第1項第2号又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者											
私は、介護福祉士の登録を受けたいので、上記の事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条において準用する第10条の規定により申請します。												
平成 年 月 日 厚生労働大臣 指定試験機関代表者 殿												
氏名 ㊟												
収 入 印 紙 (消印しないこと。)												
又は領収証書をはること。												

- 備考 1 該当する□は、☑と記入すること。  
 2 この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書をはること。  
 3 指定試験機関に申請する場合には、所定の手続により受験手数料を納付すること。  
 4 この登録申請書は機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。  
 また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。  
 5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第三條 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号イ(1)中「第一条第二項各号」を「第一条の二第二項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第五項各号」を「第一条の二第五項」に改め、同号イ(3)中「第一条第八項各号」を「第一条の二第八項」に改め、同号ト(1)中「これら」を「これ」に改める。

第四條第一号イ(1)中「第一条第三項各号」を「第一条の二第三項各号」に改め、同号イ(2)中「第一条第六項各号」を「第一条の二第六項各号」に改め、同号イ(3)中「第一条第九項各号」を「第一条の二第九項各号」に改める。

第五條第六号中「すべて」を「全て」に改める。

第六條中「限る。別表第四」を「限る。」(別表第四)に改め、同条第二号中「あつては」を「あつては」に改める。

第四條 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を次のように改正する。  
第一条中「第三号まで」の下に「若しくは第四十條第二項第二号」を加える。  
第二条第一項中「又は第三号」を「若しくは第三号又は第四十條第二項第二号」に改める。  
第五條第九号の次に次の一号を加える。

九の二 別表第四の医療的ケアの領域に区分される教育内容を教授する教員は、当該教育内容を教授する教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(以下「医療的ケア教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。

第七條の次に次の一条を加える。  
第七條の二 法第四十條第二項第二号に規定する養成施設(別表第五において「第二号養成施設」という。)に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準  
イ 修業年限は、六月以上(施行規則第二十一條第三号に掲げる者にあつては、一月以上)であること。

ロ 教育の内容は、別表第五に定めるもの以上であること。  
ハ 別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二の上欄に掲げる生徒の総定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める専任教員数以上の専任教員を有すること。

二 別表第五に定める教育の一部を他の養成施設等に実施させる場合には、当該他の養成施設等についてその分担する教育の内容に関して適切な水準が確保されていること。  
ホ ハの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、専任教員として必要な知識及び技能を修得させるために行う講習会であつて厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ届け出られたものを修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者(次号ハにおいて「実務者研修教員講習会修了者等」という)であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者  
(2) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者  
(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十條第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十條第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第五に定める介護の基本I若しくはII、コミュニケーション技術、生活支援技術I若しくはII又は介護過程IからIIIまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 法附則第二条第一項に規定する高等学校又は中等教育学校(次号ハ(5)において「特例高等学校等」という。)の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者  
ハ 介護過程IIIを教授する教員は、ホの(1)から(5)までのいずれか該当する者であつて、かつ、第五條第十四号ロに規定する講習会を修了した者その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者を置くこと。

ト 医療的ケアを教授する教員は、医療的ケア教員講習会修了者等であつて、かつ、医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者を置くこと。  
チ 一学級の定員は、五十人以下であること。

リ 同時に授業を行う学級の数に応じ、必要な数の教室を有すること。  
ル 教育上必要な機械器具、模型、図書その他の設備を有すること。  
ロ 管理及び維持経営の方法が確実であること。  
ヲ 入所し、又はしようとする者に対し、教育の内容、教員その他の事項に関する情報が開示されており、当該開示された情報は、虚偽又は誇大なものであつてはならないこと。

二 通信課程に係る基準  
イ 前号イ、ロ、ニ、ハ、ト及びヌからヲまでに該当するものであること。  
ロ 別表第五に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人以上の専任教員を有すること。

ハ ロの専任教員のうち一人は、教務に関する主任者とし、実務者研修教員講習会修了者等であつて、かつ、次に掲げる者のいずれかであること。

(1) 介護福祉士の資格を取得した後五年以上の実務経験を有する者  
(2) 学校教育法に基づく大学(大学院及び短期大学を含む。)又は高等専門学校において、教授、准教授、助教又は講師として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し教授する資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は法第四十條第二項第一号に規定する高等学校若しくは中等教育学校の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し三年以上の経験を有する者

(4) 法第四十條第二項第二号に規定する学校又は同号に規定する養成施設の教員として、別表第五に定める介護の基本I若しくはII、コミュニケーション技術、生活支援技術I若しくはII又は介護過程IからIIIまでのいずれかの科目の教育に関し五年以上の経験を有する者

(5) 特例高等学校等の教員として、別表第四の介護の領域に区分される教育内容に関し五年以上の経験を有する者  
二 印刷教材は、別表第五の科目の欄に定める各科目について、同表の時間数の欄に定める時間数以上の学習を必要とするものであつて、その内容が次によるものであること。

(1) 正確及び公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。  
(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、信頼できるものであること。  
(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。



(健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)  
 第七條 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十三条の次に五条を加える改正規定(第二十三条の六第三項第二十一号に係る部分に限る。)及び第二条のうち厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第九条の二の次に四條を加える改正規定(第九条の五第三項第二十一号に係る部分に限る。)中「第四十条第二項第一号」を「第三十九条第一号」に改める。

附則

(施行期日)  
 1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び第六条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下この条において「新規規則」という。)第二十二條第三項の規定による実技試験の免除は、三年以上介護等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)以下この条において「法」という。)第二項に規定する「介護等」をいう。)の業務に従事した者であつて、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)以下「平成二十八年改正法」という。)第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「改正後平成十九年改正法」という。)附則第二條第二項の規定による指定を受けた改正後平成十九年改正法第二條の二の規定による改正後の法第四十條第二項第二号に規定する学校又は養成施設(平成二十八年改正法附則第三十二條の規定により改正後平成十九年改正法附則第二條第二項の規定によりされたものとみなされた指定を受けた学校又は養成施設を含む。)において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものであるものは、この省令の施行前においても、新規規則第二十二條第三項の規定の例により行うことができる。

3 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替へて使用することができる。

5 法第四十條第二項第二号の指定を受けた養成施設設置者がこの省令の施行の日以後に修業年限を変更する場合(新規規則第二十一條第三号に掲げる者に係る場合に限る。)における第四條の規定による改正後の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第九條の規定の適用については、当分の間、同条中「修業年限、養成課程」とあるのは、「養成課程」とする。

○厚生労働省令第七十八号

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)の一部及び社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第百八十五号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

(社会福祉法施行規則の一部改正)  
 第一条 社会福祉法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「あつて」を「あつて」に改める。

第一条の二の次に次の二條を加える。

(法人が事業活動を支配する法人等)

第一条の三 令第十三條の二第五号の法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人(第三項各号において「子法人」という。)とする。

2 令第十三條の二第五号の法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

一 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合

二 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合

イ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員

ロ 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員

ハ 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

ニ 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者

ホ 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者

(法第三十條第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第一条の四 法第三十條第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 全国を単位として行われる事業

二 地域を限定しないで行われる事業

三 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

四 前各号に類する事業

第二条第五項中「法第三十條第二項の法人にあつては、副本二通」を削る。

第七条を次のように改める。

(身分を示す証明書)

第七条 法第五十六條第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

第九条第一項中「第五十九條第一項」を「第五十九條第二号」に改め、同条第二項中「第五十九條第一項」を「第五十九條」に改め、「届出は」の下に「同条第一号に掲げる書類及び」を、「現況報告書」の下に「それぞれ」を加え、同条第三項を削る。

第十条を次のように改める。

(公表)

第十条 法第五十九條の二第二項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

2 法第五十九條の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める書類は、貸借対照表、収支計算書及び第九條第二項に規定する現況報告書とする。ただし、現況報告書を公表する場合においては、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は除くものとする。

第十三条ただし書を削る。

第十八条中「第五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第二十条中「第六条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第二十六条第一項中「第十一条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第三十二条第四号及び第三十三条第二項第三号中「社会福祉事業」を「社会福祉事業等」に改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第四十一条第二十一号中「規定する」の下に「書類及び」を加え、同条第二十二号及び第二十三号を削る。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正)

第二条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則(昭和三十六年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第八条の二」に改める。

第三条の三第一項第六号中「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同項第七号中「第六条第二項ただし書に規定する場合」を「第六条第二項第一号に掲げる施設」に、「同項第一号に規定する」を「同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所にあつては同号に定める」に改める。

第六条第二項中「第九条第二項」を「第九条」に改める。

第三章中第九条の前に次の一条を加える。

〔措置入所障害児関係業務割合〕

第八条の二 令第六条第二項第一号に規定する措置入所障害児関係業務割合は、当該事業年度の前年度の各月の初日における同号に規定する特定介護保険施設等職員が使用される施設を利用する児童の合計数(当該施設の運営が前年度の三月二日以後に開始された場合にあつては、当該施設の運営が開始された日及びその翌月の初日における当該児童の合計数(当該施設の運営が開始された日が月の初日であるときは、その日における当該児童の数)のうち、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項の規定により同項第三号の措置がとられたものの占める割合とする。

第九条中「第六条第二項ただし書」を「第六条第二項第二号」に、「同項ただし書」を「同号」に改める。

第十四条第一項第四号中「第一条の二第一号」を「第二条の二第一号」に改め、同項第五号中「第六条第二項ただし書に規定する場合」を「第六条第二項第一号に掲げる施設」に、「同項第一号に規定する」を「同号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数、同項第二号に掲げる事業所にあつては同号に定める」に、「同項ただし書」を「同項各号」に改め、使用される」の下に「施設又は」を加え、同条第二項中「第六条第二項第一号に規定する」を「第六条第二項第一号に定める措置入所障害児関係業務従事職員数又は同項第二号に定める」に、「当該特定職員数」を「当該措置入所障害児関係業務従事職員数又は当該特定職員数」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる省令の規定中「附則第二項第一項」を「附則第二項各号」に改める。

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)附則第二項第一号

二 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和六十二年厚生省令第五十号)第七条の二第一号

ホ(5)

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第四条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の表一「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)」の項中「第四十四条第四項の規定による同条第二項の書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面」を「第五十九条の二第一項の規定による書類」に改める。

別表第二「社会福祉法の項中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に改める。

別表第三「社会福祉法の項中「第四十四条第四項の規定による書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面」を「第五十九条の二第一項の規定による書類」に改める。

別表第四「社会福祉法の項中「第四十四条第三項」を「第四十四条第六項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)以下「社会福祉法等改正法」という。附則第二十六号第二項又は社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第八十五号)以下「整備令」という。附則第二項第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を独立行政法人福祉医療機構(以下この条において「機構」という)に提出して行わなければならない。

一 届出を行う共済契約者の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地

二 届出に係る社会福祉法等改正法附則第二十六号第一項に規定する障害者支援施設等又は整備令附則第二項第一項に規定する地域活動支援センター等の名称、種類及び所在地

三 その他機構が必要と認める事項

第三条 当分の間、第二条の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則(以下「新規則」という)第二条第一項第六号、第三条の二第三号及び第三号の三第四号の規定の適用については、新規則第二条第一項第六号中「又は第三項から第五項まで」とあるのは、「若しくは第三項から第五項まで、介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)以下「介護保険法等改正法」という。附則第二十七号第一項又は社会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十一号)以下「社会福祉法等改正法」という。附則第三十号第一項」と、新規則

第三条の二第三号中「法第六条第五項」とあるのは、「法第六条第五項、介護保険法等改正法附則第二十七号第一項又は社会福祉法等改正法附則第三十号第一項」と、新規則第三条の三第四号中「又は第三項から第五項まで」とあるのは、「若しくは第三項から第五項まで、介護保険法等改正法附則第二十七号第一項又は社会福祉法等改正法附則第三十号第一項」とする。

第四条 当分の間、新規則第五条の規定は、社会福祉法等改正法附則第三十号第一項の規定に基づく退職手当共済契約の解除について準用する。

〇厚生労働省令第七十九号

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第四十四条第一項及び第三項の規定に基づき、社会福祉法人会計基準を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

社会福祉法人会計基準

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 会計帳簿(第三条―第六条)

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三章 計算書類等

第一節 総則(第七條―第十一條)

第二節 資金収支計算書(第十二條―第十八條)

第三節 事業活動計算書(第十九條―第二十四條)

第四節 貸借対照表(第二十五條―第二十八條)

第五節 計算書類の注記(第二十九條)

第六節 附属明細書(第三十條)

第七節 財産目録(第三十一條―第三十四條)

附則

第一章 総則

(社会福祉法人会計の基準)

第一條 社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。

2 社会福祉法人は、この省令で定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。

3 この省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用する。

(会計原則)

第二條 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録(以下「計算書類等」という)を作成しなければならない。

一 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。

二 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。

三 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

四 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

第二章 会計帳簿

(会計帳簿の作成)

第三條 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という)第四十四条第三項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

(資産の評価)

第四條 資産については、次項から第六項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によつて取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。

2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ)において、相当の償却をしなければならない。

3 会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができない有形固定資産又は無形固定資産であつて、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付すことができる。

4 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴取不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴取することができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもつて保有する債券をいう。第二十九条第一項第十一号において同じ)以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

6 棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。

(負債の評価)

第五條 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。

一 賞与引当金

二 退職給付引当金

(純資産)

第六條 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たつて財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。

2 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(第二十二條第四項において「国庫補助金等」という)の額を計上するものとする。

3 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

第三章 計算書類等

第一節 総則

(計算書類等)

第七條 社会福祉法人が作成しなければならない計算書類等は、次に掲げるものとする。

一 各会計年度に係る次に掲げる貸借対照表

イ 法人単位貸借対照表

ロ 貸借対照表内訳表

ハ 事業区分貸借対照表内訳表

ニ 拠点区分貸借対照表

三 各会計年度に係る次に掲げる収支計算書

イ 次に掲げる資金収支計算書

(1) 法人単位資金収支計算書

(2) 資金収支内訳表

(3) 事業区分資金収支内訳表

(4) 拠点区分資金収支計算書

ロ 次に掲げる事業活動計算書

(1) 法人単位事業活動計算書

(2) 事業活動内訳表

(3) 事業区分事業活動内訳表

(4) 拠点区分事業活動計算書

三 各会計年度に係る計算書類の附属明細書

四 各会計年度に係る財産目録

2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。

一 事業区分 (法第二十一条に規定する社会福祉事業又は法第二十六条第一項に規定する公益事業若しくは収益事業の区分をいう。以下同じ。)が法第二十一条に規定する社会福祉事業のみである場合。前項第一号並びに第二号イ(2)及びロ(2)

二 拠点区分 (社会福祉法人がその行う事業の会計管理の実態を勘案して設ける区分をいう。以下同じ。)の数が一である場合。前項第一号及び八並びに第二号イ(2)及びロ(2)及びロ(3)

三 事業区分において拠点区分の数が一である場合。前項第一号八並びに第二号イ(3)及びロ(3) (総額表示)

第八条 計算書類等に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。(金額の表示の単位)

第九条 計算書類等に記載する金額は、一円単位をもって表示するものとする。(会計の区分)

第十条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。2 拠点区分には、サービスマン区分 (社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。以下同じ。)を設けなければならない。

(内部取引)

第十一条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第十二条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第十三条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第十四条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第十五条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第十六条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第十七条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第十八条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第十九条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第二十条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第二十一条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第二十二条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第二十三条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第二十四条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

第二十五条 社会福祉法人は、計算書類の作成に關して、内部取引の相殺消去をするものとする。

(資金収支計算書の構成)

第十六条 前条第一号に掲げる収支には、経常的な事業活動による収入(受取利息配当金収入を含む)及び支出(支払利息支出を含む)を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載するものとする。

2 前条第二号に掲げる収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、同号に掲げる収支の収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載するものとする。

3 前条第三号に掲げる収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入(受取利息配当金収入を除く)及び支出(支払利息支出を除く)並びに同条第一号及び第二号に掲げる収支に属さない収入及び支出を記載し、同条第三号に掲げる収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載するものとする。

4 資金収支計算書には、第一項の事業活動資金収支差額、第二項の施設整備等資金収支差額及び前項のその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載し、これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。

5 法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

6 前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。

(資金収支計算書の種類及び様式)

第十七条 法人単位資金収支計算書は、法人全体について表示するものとする。

2 資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3 拠点区分資金収支計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4 第一項から前項までの様式は、第一号第一様式から第四様式までのとおりとする。

(資金収支計算書の勘定科目)

第十八条 資金収支計算書に記載する勘定科目は、別表第一のとおりとする。

第十九条 事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。

(事業活動計算の方法)

第二十条 事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。

2 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービスマン区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。

(事業活動計算書の区分)

第二十一条 事業活動計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。

一 サービスマン活動増減の部

二 サービスマン活動外増減の部

三 特別増減の部

四 繰越活動増減差額の部

（事業活動計算書の構成）

第二十二條 前条第一号に掲げる部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。この場合において、サービス活動による費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

2 前条第二号に掲げる部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であつて経常的に発生するものを記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。

3 事業活動計算書には、第一項のサービス活動増減差額に前項のサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。

4 前条第三号に掲げる部には、第六条第一項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く）を記載し、同号に掲げる部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合は、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

5 事業活動計算書には、第三項の経常増減差額に前項の特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載するものとする。

6 前条第四号に掲げる部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、前項の当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。

（事業活動計算書の種類及び様式）  
第二十三條 法人単位事業活動計算書は、法人全体について表示するものとする。

2 事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。

3 拠点区分事業活動計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。

4 第一項から前項までの様式は第二号第一様式から第四様式までのとおりとする。

（事業活動計算書の勘定科目）  
第二十四條 事業活動計算書に記載する勘定科目は、別表第二のとおりとする。

（貸借対照表の内容）  
第二十五條 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明確に表示するものでなければならない。

（貸借対照表の区分）  
第二十六條 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

第五節 計算書類の注記

第二十九條 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたつて事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項

二 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針

三 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

四 法人で採用する退職給付制度

五 法人が作成する計算書類等並びに拠点区分及びサービス区分

六 基本財産の増減の内容及び金額

七 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

八 担保に供している資産に関する事項

九 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

十 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

十一 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

十二 関連当事者との取引の内容に関する事項

十三 重要な偶発債務

十四 重要な後発事象

十五 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

2 前項第十二号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該社会福祉法人の役員及びその近親者

二 前号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

3 計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。

（附属明細書の構成）  
第三十條 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

第六節 附属明細書

第三十條 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

2 社会福祉法人が作成しなければならない附属明細書は次に掲げるとおりとする。この場合において、第一号から第七号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第八号から第十九号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。

一 借入金明細書

二 寄附金収益明細書

三 補助金事業等収益明細書

四 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

- 五 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金) 残高明細書
- 六 基本金明細書
- 七 国庫補助金等特別積立金明細書
- 八 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書
- 九 引当金明細書
- 十 拠点区分間資金収支明細書
- 十一 拠点区分間事業活動明細書
- 十二 積立金・積立資産明細書
- 十三 サービス区分間繰入金明細書
- 十四 サービス区分間貸付金(借入金) 残高明細書
- 十五 就労支援事業別事業活動明細書
- 十六 就労支援事業製造原価明細書
- 十七 就労支援事業販売費明細書
- 十八 就労支援事業費用明細書
- 十九 授産事業費用明細書

3 社会福祉法人は、前項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長(次項及び第三十四条において「社会・援護局長」という。)が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。

4 第二項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。

第七節 財産目録

(財産目録の内容)  
第三十一条 財産目録は、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

(財産目録の区分)  
第三十二条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して純資産の額を表示するものとする。

(財産目録の金額)  
第三十三条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

第三十四条 財産目録は、法人全体について表示するものとし、その様式は、社会・援護局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の規定は、平成二十八年四月一日以後を開始する会計年度に係る計算書類等の作成について適用し、平成二十七年以前年度の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

別表第一 資金収支計算書勘定科目(第十八条関係)収入の部

事業活動による収入		
大区分	中区分	小区分
介護保険事業収入	施設介護料収入	介護報酬収入

施設介護料収入 (介護報酬収入)	利用者負担金収入(公費)
(利用者負担金収入)	利用者負担金収入(一般)
地域密着型介護料収入 (介護報酬収入)	介護報酬収入
	介護報酬収入
	介護負担金収入(公費)
	介護負担金収入(一般)
	介護予防負担金収入(公費)
	介護予防負担金収入(一般)
	介護予防負担金収入(一般)
	介護報酬収入
	介護報酬収入
	介護負担金収入(公費)
	介護負担金収入(一般)
	介護予防負担金収入(公費)
	介護予防負担金収入(一般)
	介護予防負担金収入(一般)
	介護報酬収入
	事業費収入
	事業負担金収入(公費)
	事業負担金収入(一般)
	施設サービス利用料収入
	居宅介護サービス利用料収入
	地域密着型介護サービス利用料収入
	食費収入(公費)
	食費収入(一般)





固定資産売却収入	車両運搬具売却収入		その他の施設整備等による収入
	器具及び備品売却収入	(何)売却収入	
その他の活動による収入			
大区分	中区分	小区分	
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			
長期運営資金借入金収入			
長期貸付金回収収入			
投資有価証券売却収入			
積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入		
	長期預り金積立資産取崩収入		
	(何)積立資産取崩収入		
事業区分間長期借入金収入			
拠点区分間長期借入金収入			
事業区分間長期貸付金回収収入			
拠点区分間長期貸付金回収収入			
事業区分間繰入金収入			
拠点区分間繰入金収入			
サービス区分間繰入金収入			
その他の活動による収入	(何)収入		

支出の部		
事業活動による支出		
大区分	中区分	小区分
人件費支出	役員報酬支出	
	職員給料支出	
	職員賞与支出	
	非常勤職員給与支出	
	派遣職員費支出	
	退職給付支出	
	法定福利費支出	
	給食費支出	
	介護用品費支出	
	医薬品費支出	
	診療・療養等材料費支出	
	保健衛生費支出	
	医療費支出	
	被服費支出	
	教養娯楽費支出	
	日用品費支出	
	保育材料費支出	
	本人支給金支出	
	水道光熱費支出	
	燃料費支出	
	消耗器具備品費支出	
	保険料支出	
	賃借料支出	
	教育指導費支出	
	就職支度費支出	
	葬祭費支出	
	車両費支出	
事業費支出		

事務費支出	管理費返還支出	
	(何) 費支出	
	雑支出	
	福利厚生費支出	
	職員被服費支出	
	旅費交通費支出	
	研修研究費支出	
	事務消耗品費支出	
	印刷製本費支出	
	水道光熱費支出	
	燃料費支出	
	修繕費支出	
	通信運搬費支出	
	会議費支出	
	広報費支出	

就労支援事業支出	就労支援事業販売原価支出	就労支援事業製造原価支出	
	就労支援事業販管費支出	就労支援事業仕入支出	
	授産事業支出	(何) 事業支出	
	(何) 支出		
	利用者負担軽減額		
	支払利息支出		
	その他の支出	利用者等外給食費支出	
		雑支出	
	流動資産評価損等による 資産減少額	有価証券売却損	有価証券評価損
		資産評価損	(何) 評価損
		為替差損	
		徴収不能額	
	施設整備等による支出		
	大区分	中区分	小区分
	設備資金借入金元金償還 支出		
固定資産取得支出	土地取得支出		
	建物取得支出		
	車輦運搬具取得支出		
	器具及び備品取得支出		
	(何) 取得支出		
固定資産除却・廃棄支出			
リース・リース の返済支出			
その他の施設整備等に よる支出	(何) 支出		

その他の活動による支出		
大区分	中区分	小区分
長期運営資金借入金元金償還支出		
長期貸付金支出		
投資有価証券取得支出		
積立資産支出	退職給付引当資産支出	
	長期預り金積立資産支出	
	(何)積立資産支出	
事業区分間長期貸付金支出		
拠点区分間長期貸付金支出		
事業区分間長期借入金返済支出		
拠点区分間長期借入金返済支出		
事業区分間繰入金支出		
拠点区分間繰入金支出		
サービスイズ区分間繰入金支出		
その他の活動による支出	(何)支出	

別表第二 事業活動計算書勘定科目 (第二十四条関係) 収益の部

サービスイズ活動増減による収益		
大区分	中区分	小区分
介護保険事業収益	施設介護料収益	介護報酬収益
		利用者負担金収益 (公費)
		利用者負担金収益 (一般)
		居宅介護料収益
		(介護報酬収益)
		介護予防報酬収益
		介護予防報酬収益

(利用者負担金収益)	介護負担金収益 (公費)
	介護負担金収益 (一般)
	介護予防負担金収益 (公費)
	介護予防負担金収益 (一般)
地域密着型介護料収益	介護報酬収益
(介護報酬収益)	介護予防報酬収益
(利用者負担金収益)	介護負担金収益 (公費)
	介護負担金収益 (一般)
	介護予防負担金収益 (公費)
	介護予防負担金収益 (一般)
居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益
介護予防・日常生活支援総合事業収益	事業費収益
	事業負担金収益 (公費)
	事業負担金収益 (一般)
利用者等利用料収益	施設サービスイズ利用料収益
	居宅介護サービスイズ利用料収益
	地域密着型介護サービスイズ利用料収益
	食費収益 (公費)
	食費収益 (一般)
	居住費収益 (公費)
	居住費収益 (一般)
	介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益
	その他の利用料収益



補足給付費収益	特定障害者特別給付費収益	特定障害者特別給付費収益
	特別特定障害者特別給付費収益	特別特定障害者特別給付費収益
特定費用収益	特定入所障害児食費等給付費収益	特定入所障害児食費等給付費収益
	その他の事業収益	その他の事業収益
生活保護事業収益	(保険等査定減)	その他の事業収益
	措置費収益	事務費収益
授産事業収益	利用者負担金収益	事業費収益
	その他の事業収益	(何) 事業収益
医療事業収益	入院診療収益	補助金事業収益
	室料差額収益	受託事業収益
	外来診療収益	その他の事業収益
	保健予防活動収益	
	受託検査・施設利用収益	
	訪問看護療養費収益	訪問看護基本利用料収益
	訪問看護利用料収益	訪問看護その他の利用料収益
	その他の医療事業収益	補助金事業収益
	(保険等査定減)	受託事業収益
		その他の医療収益

(何) 事業収益	(何) 事業収益	補助金事業収益
	その他の事業収益	受託事業収益
		その他の事業収益
(何) 収益	(何) 収益	
経常経費寄附金収益		
その他の収益		
サービス活動外増減による収益		
大区分	中区分	小区分
借入金利息補助金収益		
受取利息配当金収益		
有価証券評価益		
有価証券売却益		
投資有価証券評価益		
投資有価証券売却益		
その他のサービス活動外収益	受入研修費収益	
	利用者等外給食収益	
	為替差益	
	雑収益	
特別増減による収益		
大区分	中区分	小区分
施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益	
	設備資金借入金元金償還補助金収益	
施設整備等寄附金収益	施設整備等寄附金収益	
	設備資金借入金元金償還寄附金収益	
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
固定資産受贈額	(何) 受贈額	

固定資産売却益	車輛運搬具売却益	
	器具及び備品売却益	
	(何)売却益	
事業区分間繰入金収益		
拠点区分間繰入金収益		
事業区分間固定資産移管収益		
拠点区分間固定資産移管収益		
その他の特別収益	徴収不能引当金戻入益	

費用の部

サービス活動増減による費用

大区分	中区分	小区分
人件費	役員報酬	
	職員給料	
	職員賞与	
	賞与引当金繰入	
	非常勤職員給与	
	派遣職員費	
	退職給付費用	
	法定福利費	
	給食費	
	介護用品費	
	医薬品費	
事業費	診療・療養等材料費	
	保健衛生費	
	医家費	
	被服費	

事務費

教養娯楽費	
日用品費	
保育材料費	
本人支給金	
水道光熱費	
燃料費	
消耗器具備品費	
保険料	
賃借料	
教育指導費	
就職支度費	
葬祭費	
車輛費	
(何)費	
雑費	
福利厚生費	
職員被服費	
旅費交通費	
研修研究費	
事務消耗品費	
印刷製本費	
水道光熱費	
燃料費	
修繕費	
通信運搬費	
会議費	

就労支援事業費用	広報費		
	業務委託費		
	手数料		
	保険料		
	賃借料		
	土地・建物賃借料		
	租税公課		
	保守料		
	渉外費		
	諸会費		
	(何)費		
	雑費		
	就労支援事業販売原価	期首製品 (商品) 棚卸高	
	当期就労支援事業製造原価		
	当期就労支援事業仕入高		
	期末製品 (商品) 棚卸高		
授産事業費用	(何) 事業費		
(何) 費用			
利用者負担軽減額			
減価償却費			
国庫補助金等特別積立金取崩額			
徴収不能額			
徴収不能引当金繰入			
その他の費用			

サービス活動外増減による費用			
大区分	中区分	小区分	
支払利息			
有価証券評価損			
有価証券売却損			
投資有価証券評価損			
投資有価証券売却損			
その他のサービス活動外費用	利用者等外給食費		
	為替差損		
	雑損失		
特別増減による費用			
大区分	中区分	小区分	
基本金組入額			
資産評価損			
固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損		
	車両運搬具売却損・処分損		
	器具及び備品売却損・処分損		
	その他の固定資産売却損・処分損		
国庫補助金等特別積立金取崩額 (除却等)			
国庫補助金等特別積立金積立額			
災害損失			
事業区分間繰入金費用			
拠点区分間繰入金費用			
事業区分間固定資産移管費用			
拠点区分間固定資産移管費用			
その他の特別損失			